

2018年12月

親族内承継—種類株式の活用

前号までは、株式等が後継者以外の者に分散するのを防ぐための事前対策と、既に分散してしまった場合の事後対策（後継者への集約方法）を紹介しました。

これらの分散防止や集中以外にも、事業承継を行うに当たり、経営者には様々なニーズがあり得ます。例えば、後継者以外の相続人にも株式を承継させたいというニーズも想定されますし、後継者への株式等の集約は進めたいものの、後継者に経営を全て任せるのは不安であるため、引き続き経営に関与したいと感じる経営者も多いと思われる。

本号では、会社法上の「種類株式」を活用して、経営者の上記のようなニーズに応える方法を紹介します。

1. はじめに

経営者が死亡した場合、生前に事業承継対策を何も講じていないと、その保有する株式は、相続人全員による共有状態¹となり、原則として、遺産分割協議によって、株式の帰属先が決められることとなります。そのため、相続人が複数いる場合、株式が分散し、後継者となるべき相続人が経営権を掌握できないおそれが生じます。

株式の分散を防ぐためには、経営者が後継者に対して生前贈与や遺贈を行うことで後継者のみに株式を取得させることが考えられますが、最低限度の取り分として法律上保障されている「遺留分」を侵害して生前贈与や遺贈が行われてしまうと、遺留分を侵害する限度で否定されてしまい、結果として、株式が分散してしまいます。また、生前贈与を行う場合、経営者はその時点で会社に対する支配権を失ってしまうため、後継者が十分に育っていないのに経営に関与できなくなってしまうという事態が生じ得ます。

このような不都合を避けるために、種類株式を活用して、後継者以外の相続人にも株式を相続させつつ、後継者にもみ経営権を集中させたり、後継者に生前贈与を行いつつ、

経営者が会社の意思決定に一定の範囲で関与したりすることも考えられます。以下では、親族内承継における種類株式の活用方法を紹介します。

2. 種類株式とは

普通株式：各株式の内容が同一である場合の株式
種類株式：内容の異なる 2 つ以上の株式を発行する場合の株式

会社法上、会社は株主をその保有する株式数に応じて平等に取り扱わなければならないが、株主ごとに異なる取り扱いを行うことは許されないのが原則です（株主平等原則。会社法第 109 条第 1 項）。しかし、株主にも多様なニーズがあり得ることに配慮して、会社法は、異なる種類の株式（種類株式）の発行を認めています（会社法第 108 条第 1 項）。

「種類株式」とは、一定の事項について権利内容が異なる株式をいいます。会社は、種類株式を発行することで、異なる種類株主間においては、その保有する株式数に関わらず異なる取扱いをすることができます。具体的には、①配当優先株式等、②残余財産分配優先株式等、③議決権制限株式、④譲渡制限株式、⑤取得請求権付株式、⑥取得条項付株式、⑦全部取得条項付株式、⑧拒否権付株式、⑨取締役・監査役を選任権付株式の 9 つがあります（会社法第 108 条第 1 項第 1 号乃至第 9 号）。

種類株式を発行するには、定款に種類株式を発行する旨を定める必要があります（会社法第 108 条第 2 項、第 466 条）、定款を変更するためには株主総会の特別決議（議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の 3 分の 2 以上の賛成が必要な決議）が必要です（会社法第 309 条第 2 項第 11 号）。

なお、種類株式発行会社においては、特段の取扱いを定めていない株式を「普通株式」と呼ぶことがあります。本稿でも、以下では便宜上、その意味で「普通株式」という用語を使用しています。

【事業承継 WG/本号監修・執筆者（弁護士）】

- 中森 亘 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wakamori@kitahama.or.jp))
- 池野 幸佑 (kikeno@kitahama.or.jp)
- 大滝 晴香 (hotaki@kitahama.or.jp)

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

3. 活用方法

① 議決権制限株式

議決権制限株式とは、株主総会における決議事項の全部又は一部について、議決権を行使できない種類株式をいいます。議決権を全く持たない株式（完全無議決権株式）や、一定の事項（例えば、役員を選任など）についてのみ議決権を持たない株式など、柔軟に定めることが可能です。

（活用方法）

- あらかじめ議決権制限株式と普通株式を発行しておき、遺留分に配慮した上で、後継者には普通株式を、その他の相続人には議決権制限株式を承継させることで、他の相続人にも株式を承継させつつ、後継者に経営権を集中させることができます。
- ただし、上記方法によると、議決権の制限された株式のみを相続することになる他の相続人に不満が生じるおそれがあるため、議決権制限株式については配当優先株式とする、取得請求権付株式として将来会社に一定額で買い取らせる権利を付与する等により、金銭的な面で利益の調整を図り、不満を解消することが考えられます。
- なお、相続税対策として、相続人の課税対象財産を減らすために従業員持株会に株式を割り当てる方法があります。この場合、従業員持株会に議決権制限株式を割り当てることにより、経営権に影響を及ぼすことなく、後継者が相続する株式数を減少させることが可能となります。

② 拒否権付株式

拒否権付株式とは、株主総会や取締役会等の決議事項について拒否権を有する種類株式をいいます。一定の決議事項（例えば、株主総会決議における合併や事業譲渡の承認など）については、通常の決議要件に加えて当該種類株主の同意を得なければ決議が成立しないため、当該種類株主は、会社の経営に強い影響力を持つことが可能です。

ただし、拒否権付株式は、経営に対して強い影響力を有するため、第三者の手に渡らないよう、譲渡制限株式や現株主が死亡した場合には会社が買い取ることとする取得条項付株式とする等の工夫を講じることが必要になります。

（活用方法）

- オーナー経営者が後継者に株式を生前贈与して事業を承継させる場合に、オーナー経営者が拒

否権付株式を保有することで、事業承継後も経営に関与することが可能となります。

- 拒否権付株式を 1 株発行しておき、遺言によりこれを後継者に承継させることで、株式の相続による分散にもかかわらず、経営に関する重要事項については後継者の意思を反映させることができます。
- 後継者以外の相続人に議決権制限株式を取得させるが、後継者による経営に対して一定の拒否権を与えるため、当該議決権制限株式に拒否権を付することで、利益を調整することが考えられます。

4. 属人的株式

種類株式に似た制度として、属人的株式（会社法第 109 条第 2 項）があります。この制度は、①剰余金配当請求権、②残余財産配当請求権、③議決権について株主ごとに異なる取扱いをすることができるもので、非公開会社のみが利用することができます。ただし、この制度は当該株主限りのものであるため、株主ごとに議決権について異なる定めをしている場合でも、各株主について相続が発生すれば、全体の議決権数に変化が生じるなどの不都合が生じます。このように種類株式とは異なる規制に服するため、ご利用にあたっては注意が必要です。

5. 実際の活用例

（1）事例①【議決権制限株式】

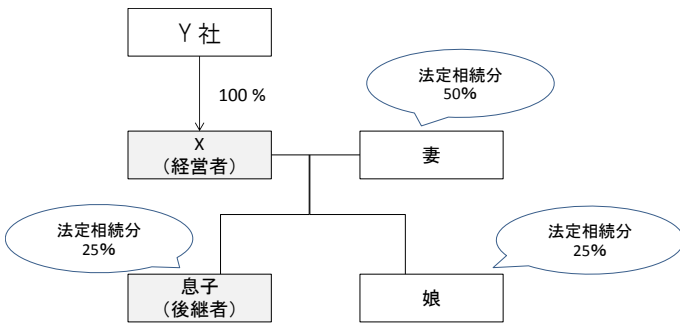
（相談内容）

X は Y 社のオーナー社長であり、株式を 100% 保有しています。また、X には妻の他、息子と娘が 1 人ずついます。X は、自らの死後、Y 社の従業員として働いてきた息子に経営権を承継させたいと思っていますが、他の資産も特段見当たらないため、妻や娘にも株式を資産として相続させてあげたいと思っています。

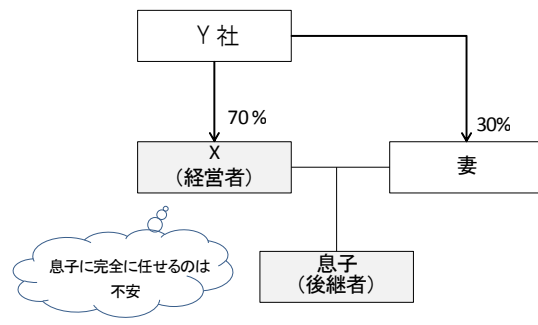
（問題点）

- ✓ 法定相続分どおりに分けると、妻が株式の 50% を、息子及び娘がそれぞれ 25% となってしまう、後継者である息子が経営権を取得できない。
- ✓ 息子だけに株式を承継させてしまうと、妻と娘に資産を残してあげられない。

【現状】



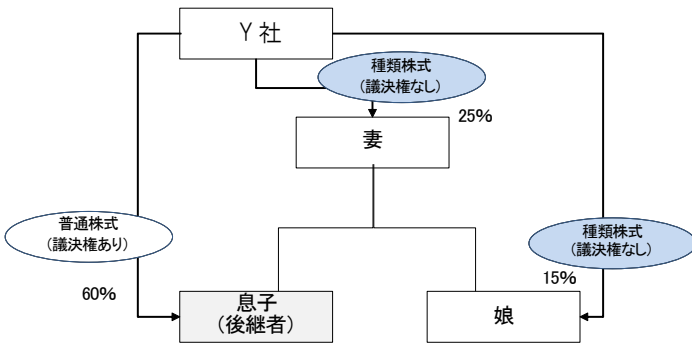
【現状】



【活用例】

定款変更により、Xの保有する普通株式のうち40%を議決権制限株式に変更します。その上で、遺留分（妻25%、娘12.5%）を考慮し、普通株式をすべて息子に、議決権制限株式のうち25%を妻、15%を娘に遺贈する旨の遺言書を作成しておきます。これにより、議決権は息子のみが保有しつつ、妻や娘も株式の配当等が得られる状況を創出することができます。

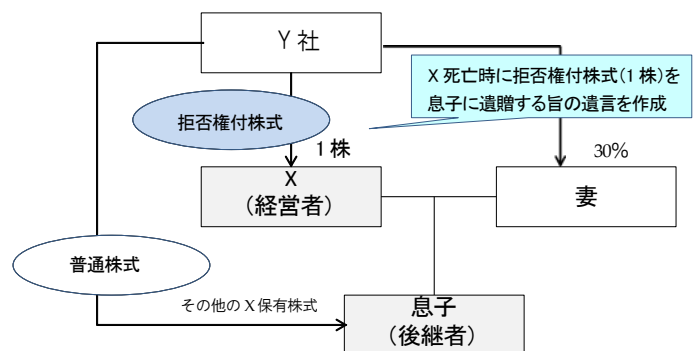
【活用後】



【活用例】

定款変更により、Xが保有する株式のうち1株を、一定の重要事項について種類株主総会の承認を得なければならぬとする拒否権付株式に変更します。その上で、拒否権付株式以外の株式を息子に譲渡します。経営権は息子に承継されますが、一定の重要事項についてはXの同意がなければ決定することができないため、引退後も経営に関与することが可能となります。なお、拒否権付株式は息子に遺贈する旨の遺言書を作成しておくことで、他の相続人に拒否権付株式が相続されないようにしておくことができます。

【活用後】



(2) 事例②【拒否権付株式】

(相談内容)

XはY社のオーナー社長であり、Y社の株式はXが70%、Xの妻が30%保有しています。また、Xには息子が1人います。Xはそろそろ引退を考えており、生きているうちに株式を息子に譲渡して経営権を承継させたいと考えていますが、会社の経営を一任するのは不安であるため、重大な決議事項については自らの意見を反映させたいと考えています。

(問題点)

- ✓ 生前に息子に経営権を承継させたい一方で、会社経営から完全に退くのは不安。
- ✓ 一定の株式数（例えば、特別決議を否決できる3分の1以上）をオーナー社長に留保させた場合、相続時に株式が分散してしまう。

6. おわりに

以上のように、親族内承継を実行する際には、種類株式制度を活用することで、経営者のニーズを実現することが可能となります。

ただし、種類株式の導入に際しては複雑な法的手続きが必要であるほか、経営者のニーズを余す所なく実現するためには、会社及び株主の状況、相続人の状況、各関係者の利害調整等が必要不可欠です。実際に、種類株式を活用した親族内承継を行う際には、弁護士等の専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。

— 次号では、信託の活用について解説する予定です。

以上



¹ 株式が共有状態の場合、共有者は当該株式について権利行使をする者一人を定め、会社に対して通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができません（会社法第 106 条本文）。したがって、遺産分割協議が調わず、相続人間で権利行使をする者も定めることができない場合、株主総会決議における議決権行使等も行うことができず、会社運営に重大な支障が生じる可能性があります。